政府職員失業者退職手当の追加給付について

【令和８年２月27日時点】三重労働局

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。）の追加のお支払いを、順次開始します。

１　追加給付の対象者

・　平成16年８月１日以降、平成31年３月17日までに失業者の退職手当を受給した方

※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

２　追加給付の進め方

ⅰ　失業者の退職手当を支給したハローワークで保存している書類により追加のお支払いの対象となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。

ⅱ　お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、失業者の退職手当の支給を受けたハローワークあてにご返送ください。

ⅲ　失業者の退職手当を支給したハローワークにて「返答書」を受け取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。

・上記１「追加給付の対象者」に該当している方については、まずは「お知らせ」の送付をお待ちください。

・ご自身が対象となるか不明な場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワークへお問い合わせください。

＜ご注意下さい！＞

○　上記「お知らせ」は、失業者の退職手当の支給を受けたハローワークから郵便物により送付します。

○　それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください（発送の進捗状況については、随時このページでご案内してまいります）。

○　本件に関して、都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けたハローワーク以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。

○　国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。

○　不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワーク又は当該ハローワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。

３　追加給付の進捗状況

・　確認された失業者の退職手当の追加給付対象者数：　167 名

※　一部のハローワークにおいては、引き続き、対象となる方の確認を行っております。確認ができた方から順次、「お知らせ」を送付してまいります。

・　追加給付のお支払い等を完了した人数：　113 名

・　令和元年 12 月 13 日、追加給付の対象となることが確認できた方に、「お知らせ」の送付を開始いたしました。

※　上記１「追加給付の対象者」に該当するお心当たりがあるにも関わらず、「お知らせ」が届かない場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワークへお申し出をお願いします。

＜お問い合わせ先＞

ハローワーク	電話番号	ハローワーク	電話番号	ハローワーク	電話番号
桑名	0594-22-5141	津	059-228-9161	伊賀	0595-21-3221
四日市	059-353-5566	松阪	0598-51-0860	尾鷲	0597-22-0327
鈴鹿	059-382-8609	伊勢	0596-27-8609	熊野	0597-89-5351

または、三重労働局職業安定部職業安定課（TEL：059-226-2305）